

滝川市業務継続計画(重要6要素版)

地震・水害対策編

令和2年2月

1 背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災（地震）は、東日本各地に甚大な被害をもたらし、特に庁舎・職員が被災した市町村においては、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、その業務の実施は困難を極めることとなった。このことは市町村における業務継続計画の策定の必要性をあらためて認識することとなり、平成 27 年 5 月、国では「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（以下「ガイド」という。）を作成し、さらに平成 28 年度には、より実効性の高い業務継続計画の策定を支援するために「大規模災害等発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（以下「手引き」という。）として改定された。

なお、国では、市町村が最初から完全な計画を目指すあまり、検討が進捗しない事態を避けるべきで、まずは検討に着手し課題を把握した上で、実施可能な事項から徐々に充実させていくことも必要であるとしている。

このようなことから、滝川市としては、地震では、「平成 30 年北海道胆振東部地震」によるブラックアウトの災害対応の検証を踏まえ、また水害では、平成 27 年から試行的運用を開始している「石狩川滝川地区水害タイムライン（事前災害行動計画）」（以下「タイムライン」という。）を活かし、地震・水害で行政機能が失われないよう「滝川市業務継続計画（重要 6 要素版）地震・水害対策編」の策定を行う。

2 計画の基本的な考え方

（1）策定趣旨

大規模災害が発生し市の行政機能が被災した場合でも、限られた人的・物的資源の中で、非常時優先業務を、目標とする時間・期間までに実施できるよう業務継続計画を策定する。

なお、国が示すとおり、最初から完全な計画を目指すのではなく、当該計画の策定を行い、PDCA サイクルにより課題を把握した上で、実施可能な事項から徐々に充実させていくこととする。

（2）策定方針

市は、大規模災害が発生した場合、次の方針に基づき業務継続を実施する。

- ①被害の影響を最小限にするために、災害応急対策業務と災害復旧業務を整理して実施する。
- ②通常業務については、優先度の高い業務は発災後でも継続して実施するが、それ以外の業務は休止し、支障のない範囲で早期の再開を目指す。
- ③非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源は全庁横断的に調整する。

3 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、次の災害想定に対して行政自らも被災し、人、物、情報等を利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（**非常時優先業務**）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

また本計画では、特に必要となる表 1（P 2）に記載の重要な 6 要素を定める。

(1) 地震

平成 30 年 3 月策定の「滝川市耐震促進計画（第二期）」に基づき、本市の震度に大きな影響を及ぼす「増毛山地東縁断層帯」と「沼田・砂川付近の断層帯」の二つの地震を想定（図 1）。

① 増毛山地東縁断層帯の地震

想定震度	全壊（棟数）	半壊（棟数）
5 強～7	約 1,200 棟	約 2,400 棟

② 沼田・砂川付近の断層帯の地震

想定震度	全壊（棟数）	半壊（棟数）
6 強～7	約 4,900 棟	約 3,500 棟

この二つの活断層が動くと、阪神・淡路大震災（H7. 1. 17）最大震度 7、東日本大震災（H23. 3. 11）最大震度 7、北海道胆振東部地震（H30. 9. 6）最大震度 7 級の地震となる可能性がある。

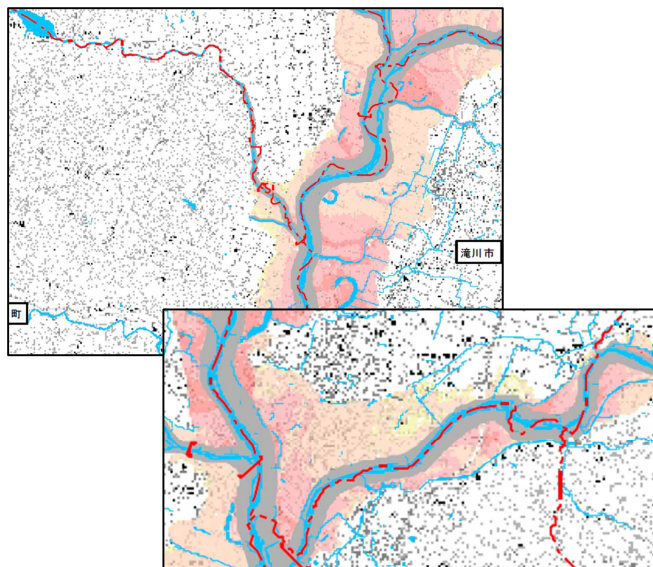
地震は突発的に発災することから予測が難しく、発災後は直ちに通常業務から災害時優先業務へ移行するための選定基準に基づき業務の整理などを行う。

(2) 水害

水防法に基づく国が公表する石狩川・空知川の洪水浸水想定区域図に伴う被害を想定
（石狩大橋 72h 雨量 358mm）

凡 例	
浸水した場合に想定される水深（ランク別）	
0. 5m未満の区域	
0. 5～3. 0m未満の区域	
3. 0～5. 0m未満の区域	
5. 0～10. 0m未満の区域	
10. 0～20. 0m未満の区域	
市町村界	

図 2 洪水浸水想定区域図（最大規模）

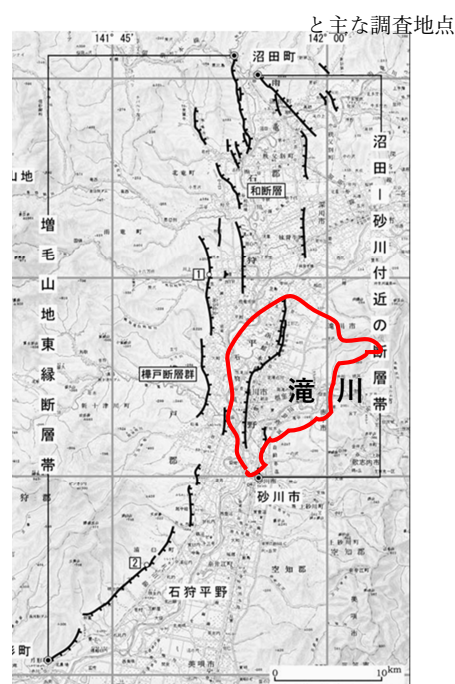


突発的に発災する地震とは異なり、気象情報や河川水位予測などにより、水害に備えるタイムライン（令和 2 年度から本運用）に対応するため、発災前の災害対応を含めた非常時優先業務の整理などを行う。

表 1 重要な 6 要素とは、

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。

図 1 沼田・砂川付近の断層帯の活断層位置



	・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳（ふくそう）等により固定電話、携帯電話等が使用不可能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

※「ガイド」から抜粋

4 業務継続計画策定の効果

業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられる。

具体的には、滝川市地域防災計画や滝川市災害対策本部運用マニュアルなどでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅などの安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

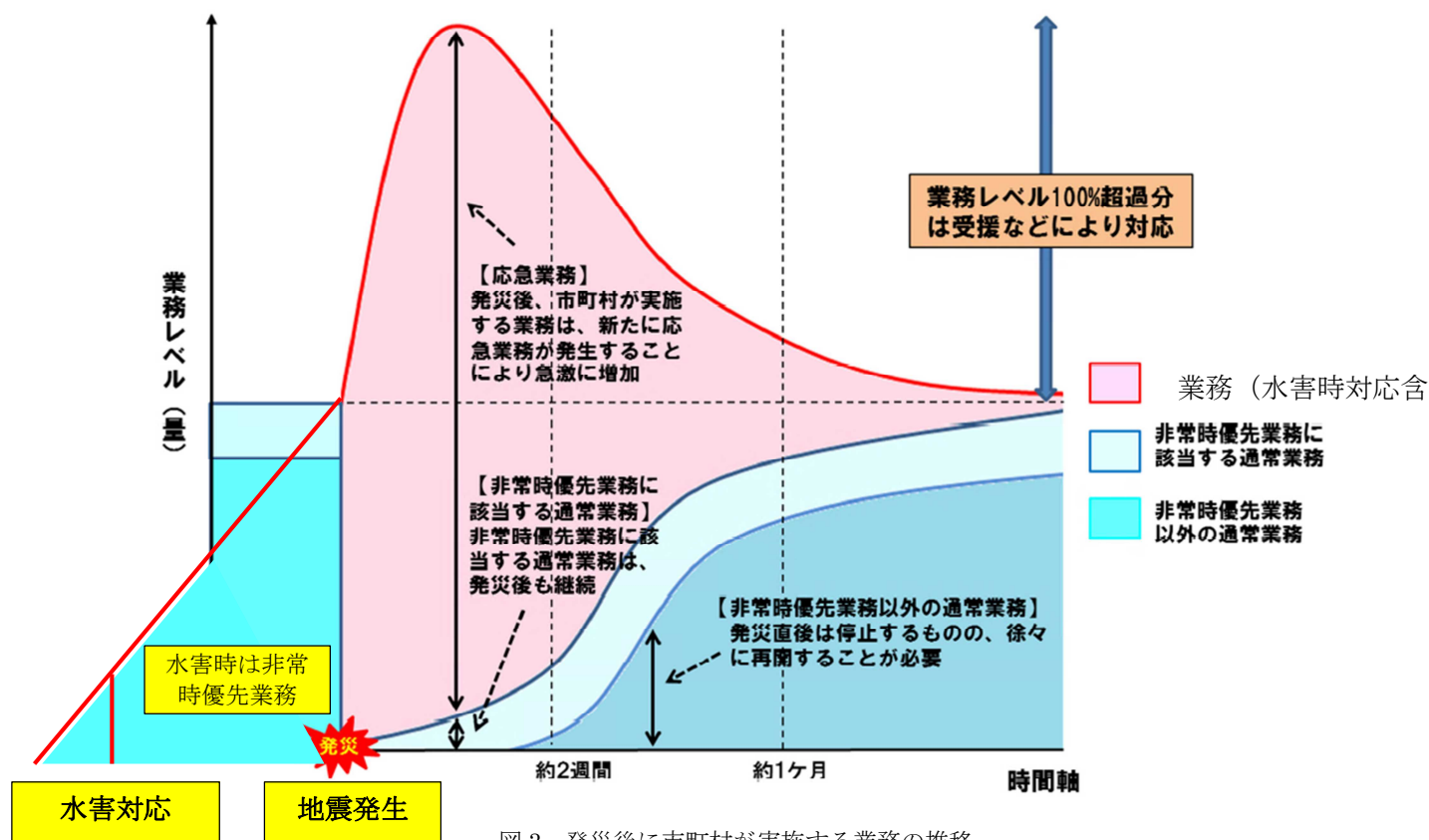


図3 発災後に市町村が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図3に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。（「ガイド」を参考に、部水害想定を加筆）

5 「滝川市地域防災計画」と「滝川市業務継続計画（重要6要素版）地震・水害対策編」との関係

滝川市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、滝川市防災会議が策定する法定計画であり、本市、防災関係機関、事業者及び市民が、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について実施すべき事項を定めているが、市役所の人員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規

定していない。

しかしながら、過去の災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられたことから、滝川市地域防災計画に定められた業務を大規模災害発生時にあっても円滑に実施するために、「滝川市業務継続計画（重要6要素版）地震・水害対策編」を策定し、行政機関自身が被災し制約が伴う状況下にあっても、災害対応業務及び優先的に継続すべき通常業務を的確に遂行できる体制をあらかじめ整えておくものである。

なお、地域防災計画と業務継続計画との関係は表2のとおりである。

表2 地域防災計画と業務継続計画との関係

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、市町村発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	市町村が自ら策定し、発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実行性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は、必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興業務）。	非常時優先業務（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）
職員の食料・飲料水等の確保	確保に係る事項は必要事項ではない。	確保について検討の上、記載する必要がある。

6 業務継続計画の重要6要素

（1）市長の職務代行及び職員の参集体制

① 市長の職務代行

滝川市地域防災計画の第2章防災組織 第2節災害対策本部 7市長の職務代行では、「市長に事故があるときは、副市長、総務部長の順にその職務を代理する」としているが、「ガイド」では職務代行を3位まで定めることとされているため、表3のとおり、第3順位として総務部次長（防災）を新たに定めることとする。

表3 市長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	総務部長	総務部次長（防災）
滝川市地域防災計画に記載済み		滝川市地域防災計画に反映

② 職員の参集（地震時）

職員の参集を想定するにあたり、水害時には職員及びその家族の的確な避難が行われることが前提であり、またタイムラインにより職員はすでに災害行動に従事していることから、水害に関わる職員参集の影響はないものと判断し、ここでは地震時における職員の参集を示すこととする。

また業務継続には日ごろからの職員の危機管理が大切であり、その実効性を高めていく必要があることから、災害対策本部の各部・班においても職務代行を定める。（例 総務班 第1順位 総務課長、第2順位 総務課主幹、第3順位 総務課長補佐）

今後は、当市の職員参集規模（業務レベル100%超）を超える応急業務が発生した場合には、応援・受援（災害対策基本法 第42条第4項）が重要となることから、国で策定した「地方公共団

体のための災害時受援体制に関するガイドライン（H29.2）」や北海道が策定した「北海道災害時
 応援・受援マニュアル（H30.2）」を参考に、市としても、滝川市地域防災計画や各種マニュアル
 などに受援計画を定めていく必要がある。

ア 対象職員

表4のとおり、滝川市域防災計画の第2章防災組織 第3節本部の配備体制 1 配備体制に
 ある第1～3非常配備体制にて担当部課に指定される職員とする。

表4 配備体制

種別	配備の時期	配備の内容	任務	担当部課
第1非常配備（準備）	1 気象業務法に基づく気象に関する情報または警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 市内に震度4の地震が発生したとき。 3 その他本部長（市長）が必要があると認めるとき。	1 情報連絡のため総務課防災危機対策室が当たる。 2 情報連絡のため各部・課長等をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務課・各部長・各課長が指定する職員
第2非常配備（警戒）	1 局地的な災害の発生が予想されるときまたは災害が発生したとき。 2 警報・特別警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。 3 市内に震度5弱または5強の地震が発生したとき。 4 その他本部長が必要があると認めるとき。	災害応急対策に関係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施	全職員
第3非常配備（出動）	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合若しくは被害が甚大であると予想される場合、これらの被害が発生した場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合 3 予想されない重大な災害が発生したとき。 4 その他本部長が必要があると認めるとき。	本部全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの応急活動ができる体制とする。	災害業務全般の実施	全職員

※災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

イ 参集の方法

滝川市地域防災計画の第2章防災組織 第3節本部の配備体制 2 本部各班の配備要員
 （1）動員（召集）の方法に基づく。

ウ 参集経路の被害状況

勤務時間外に参集することとなった場合は、参集経路の被害状況を確認しながら、参集後に班長に報告すること。また当該報告を受けた班長は総務班に報告すること。

エ 職員の参集状況

休日や早朝等勤務時間外に地震が発生した場合に、どのくらいの時間で職員が参集できるかを把握することは、業務継続計画の円滑な執行のために重要なこととなる。

そのため、全職員（正規職員・会計年度任用職員）を対象に、災害時の職員参集調査として、自宅から市役所までの移動の所要時間を集計し、所要時間ごとの参集状況を把握する。

なお、調査は、年1回（4月の人事異動後）実施することとし、各班（課）に対し、災害対策本部各班の分担表とともに別表の「職員参集の集計表」の提出を求めることとする。

※1 時間区分を30分以内、30分超～1時間以内、1時間超～2時間以内、2時間超～3時間以内、3時間超とし、参集困難（病気休暇、育児休業、産前産後休暇等、健康上などの理由など）の選択枠を設ける。

※2 参集時間の条件及び参集想定数の積算は次のとおりとする。

■地震想定（※滝川市耐震促進計画H30.3より抜粋）

本市に想定される地震における被害状況は、既往の地震（震度）と被害記録の関係を基に、本市の震度に大きな影響を及ぼす増毛山地東縁断層帯の二つ想定地震（増毛山地東縁断層及び沼田一砂川付近の断層帯）に対して建物被害棟数と人的被害の想定を行った。下記表5（P6）に結果の一覧を示す。

表5 地震による被害想定

想定地震			増毛山地東縁断層帯	沼田一砂川付近の断層帯
地震規模			M7.8	M7.5
震源から本市までの距離			約 19.7 k m	約 3.6 k m
滝川市	地表面震度		5.2～6.5 程度	5.5～7.0 程度
	建物被害棟数	全壊	1,200 棟	4,900 棟
		半壊	2,400 棟	3,500 棟
	死者数		13 人	49 人
	負傷者数		470 人	480 人

■参集条件

大規模地震発生時の職員及び家族の死傷者、自宅の被害等により、参集できない職員については別途係数をかけて参集可能人数を想定する。

滝川市内住宅数は18,070戸（H25 総務省統計局「住宅・土地統計調査」）で、職員の居住に対しても全壊が約27%と発生し、その職員がすぐに参集できない者として、参集数から除く。この除く者には、倒壊等により職員自身が死傷する場合ははじめ、その家族または現地にて救助にあたる職員数も含むものとする。

■移動手段及び移動速度

大規模地震時には、道路において、電柱・電線・建物の崩壊や陥没などにより、通行の困難が予想されるため、徒歩を原則として参集想定する。

なお、徒歩による移動速度は3km/hとする。

■冬期間の移動速度

札幌市第3次地震被害想定、北海道の津波避難計画策定指針や釧路市津波避難計画などを参考とし、冬期間の移動速度は2.1km/hとする。（徒歩による移動速度3km/hの70%）

■参集範囲の設定

徒歩による参集時間の限界を8時間と設定し、8時間×3km/h＝徒歩参集の範囲は24km未満とする。

なお、徒歩参集範囲である24kmを超える市外にいる場合には、市役所から徒歩の24kmを除いた距離に、自動車速度を30km/hとし時間を算出し、これに徒歩8時間を加え、算出すること。

■職員の危機管理

居住する建物の耐震化及び浸水想定区域かどうかの把握、通勤経路の危険性の把握、家族の安否確認手段や避難先の確認、介護者への支援者の確認、子供の預け先の確認、食料・水の備蓄（3日分）など、日ごろからの確認、対策を行うこと。

(参考)

①札幌市第3次地震被害想定

- ・冬季（積雪期）の場合は、帰宅可能距離は夏の7割になると仮定

②津波避難計画策定指針（北海道）

- ・歩行速度：1.0m/秒（3.6 k m/時間）（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）
- ・冬期における一般的な平均歩行時間：0.86m/秒（3.1 k m/時間）

③釧路市津波避難計画

- ・歩行速度は、津波避難ビル等に係るガイドラインによる、高齢者の単独歩行の1.0m/秒（冬期は0.86m/秒）を目安として設定する。

「職員参集の集計表」 （班名 ）（課名 ）

		全職員数	人（参集困難者数 人）
参集時間	発災時の所在（自宅）	合計	累計
		人数・割合（係数 0.73）	人数（端数切捨て）
30 分以内	夏季（3 km/h）		
	冬季（2.1 km/h）		
30 分超～1 時間以内	夏季		
	冬季		
1 時間超～2 時間以内	夏季		
	冬季		
2 時間超～3 時間以内	夏季		
	冬季		
3 時間超	夏季		
	冬季		
参集困難	夏季		
	冬季		
合 計	夏季		
	冬季		

※ 集計結果と参集範囲について、夏季、冬季における自宅から市役所までの徒歩移動にかかる時間を記載し、職場ごとに参集可能人数を把握する。

記載例

「職員参集の集計表」 (班 名 総務班) (課 名 総務課)

全職員数 31 人 (参集困難者数 0 人)

参集時間	発災時の所在 (自宅)	合計	累計
		人数・割合 (係数 0.73)	人数 (端数切捨て)
30 分以内	夏季 (3 km/h)	$11 \times 0.73 = 8.03$	8
	冬季 (2.1 km/h)	$7 \times 0.73 = 5.11$	5
30 分超～1 時間以内	夏季	$14 \times 0.73 = 10.22$	18 (8.03+10.22=18.25)
	冬季	$9 \times 0.73 = 6.57$	11 (5.11+6.57=11.68)
1 時間超～2 時間以内	夏季	$4 \times 0.73 = 2.92$	21 (18.25+2.92=21.17)
	冬季	$12 \times 0.73 = 8.76$	20 (11.68+8.76=20.44)
2 時間超～3 時間以内	夏季	$2 \times 0.73 = 1.46$	22 (21.17+1.46=22.63)
	冬季	$1 \times 0.73 = 0.73$	21 (20.44+0.73=21.17)
3 時間超	夏季		
	冬季	$2 \times 0.73 = 1.46$	22 (21.17+1.46=22.63)
参集困難	夏季		
	冬季		
合 計	夏季	31	
	冬季	31	

※宿日直職員、防災危機対策室除く

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎 (大規模地震、水害)

① 滝川市災害対策本部の代替施設

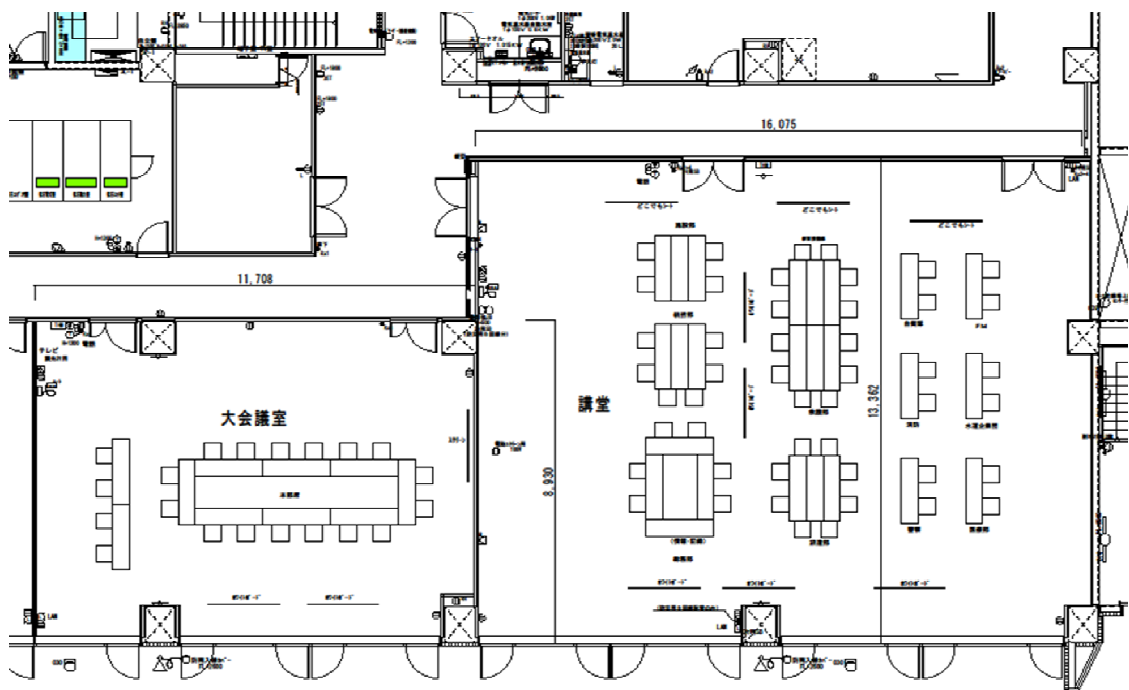
滝川市災害対策本部は、滝川市地域防災計画の第 2 章防災組織 第 2 節災害対策本部 2 本部の設置基準 (2) において、「本部は、滝川市庁舎に設置する。市庁舎が災害等により被災し、本部機能をなったとき、またはその恐れがあるときは、滝川地区広域消防事務組合消防本部・滝川消防署庁舎 (以下、消防庁舎という。) に本部を設置する。」としている。

なお、災害対策本部の当該代替施設の詳細は、「滝川市災害対策本部運用マニュアル (職員用)」 (以下「マニュアル」という。) の別紙に記載のとおりである。

■災害対策本部の代替施設

施設名	建築年 (耐震対策対応済みの場合○)	災害危険度	付帯施設・事務機器等						
		洪水	非常用発電機/燃料	通信機器 (電話回線数)	通信機器 (インターネット回線)	情報システム	水・食糧、トイレ等	事務機器・備品	その他
滝川地区広域消防事務組合 3 階 大会議室、講堂	○	○	○	2 回線 74-4836 74-4837	有	無	備蓄なし		

参考 滝川市災害対策本部が消防庁舎に移設した場合の使用可能なエリア (大会議室・講堂)



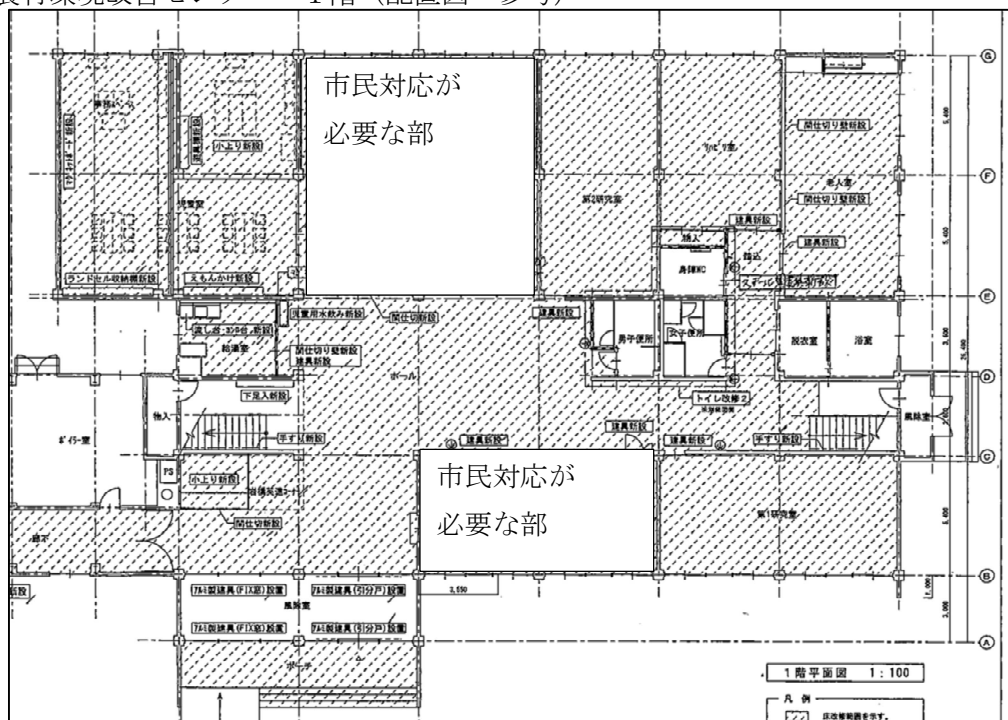
② 市役所機能（災害対策本部機能以外）の代替施設

本庁舎の代替機能を果たすためには、災害対策本部機能だけではなく、市役所機能全体の代替施設を定めることが必要となり、その代替施設を、滝川市農村環境改善センター（江部乙支所を含む）を候補施設とする。

施設名	建築年（耐震対策対応済みの場合○）	災害危険度	付帯施設・事務機器等							備考
		洪水	非常用発電機/燃料	通信機器（電話回線数）	通信機器（インターネット回線）	情報システム	水・食糧、トイレ等	事務機器・備品	その他	
滝川市農村環境改善センター	○	○	非常用発電機接続可	停電時利用不可（交換機） 1回線 75-2841	有	※2				○候補 基幹避難所と併用

※滝川市農村環境改善センター改修に伴い、令和2年5月～11月間は使用できない。

■ 滝川市農村環境改善センター 1階（配置図 参考）



※ 江部乙支所使用端末（災害時）

総合行政システムの非常時用サーバーを江部乙支所に運ぶことで、発災前のデータを用いて、総合行政システム（業務系システム）を利用できる。

○滝川市総合行政システム

総合証明・宛名管理・住民記録・印鑑登録・選挙・国民健康保険税・国民年金・福祉年金・後期高齢・市道民税・固定資産税・軽自動車税・収納消込・介護保険

③ 今後の検討事項

国や北海道をはじめ、中空知5市5町の防災応援協定に基づき、関係機関が所有する施設（役所、役場等）も代替施設として検討する。

（３）電気、水、食料等の確保（地震）

市役所庁舎が停電となる事態を想定し、非常用発電機とその燃料について必要量を検討し、確保していく。

① 市役所庁舎

ア 電源

・停電時は、地下室にある自家発電機にて、非常電灯・4階、6階、7階、8階の電源を確保する。なお、水害による地下室浸水を防御する止水壁はない。

（令和2年に防災行政無線（移動系）の工事に伴い4階に非常用電源工事予定）

- ・発電機の規格
- ・定格 350kva
- ・燃料 地下タンク重油A最大 20,000 L
- ・発電機用燃料タンク 890 L（約 10 時間稼働（燃料タンクのみ））地下タンクから燃料移行で時間延長
- ・発電機の冷却方式は水 333 L/分（水の供給停止で発電停止）

イ 上水

- ・上水道（手洗い、飲料水、トイレ）有効水量 約 27 m³（高架水槽 7.2 m³）
- ・平均使用量 平常時：21 m³ 図書館開館日（休日）：9 m³

ウ エレベーター

・地震発生時は最寄りの階に停止するが停電時はその場で停止する。（閉じこめられた場合は、エレベーター保守業者対応）

エ 食料

・「滝川市備蓄計画（令和元年 12 月）」の市民備蓄と同様に、増毛山地東縁断層帯を想定し、国・北海道からの支援等が受けられるまで食料と水を、職員 1 日分（3 食）を備蓄することとする。

なお、朝食・夕食は、職員のうち被災している職員は避難所での飲食を原則とし、被災していない職員は除く。（非被災率 73% （1 - （全壊 1,200 棟 + 半壊 2,400 棟） / 全総棟数 13,500 棟） × 100% = 73%）

よって、

職員数 正職員 348 人

会計年度任用職員（嘱託職員 230 人 + 臨時的職員 162 人） 392 人

また避難所運営に従事する職員（64 名：滝川市避難所変更計画書（R1.12））は、避難所にて配食を受けることから除外する。また会計年度職員は基本的に日勤扱いとし昼食を備蓄する。

正職員 348 人 × 73% - 64 人 ÷ 3 = 190 人

このうち正職員は 24 時間体制 3 交代 190 人 ÷ 3 = 63 人の 3 食分とする。

正職員 63 人 × 3 食 + 会計年度職員 392 人 × 0.73 × 1 食 ÷ 475 食を備蓄する。

これに充てる備蓄食料は、クラッカー 960 人分備蓄済み（令和元年 12 月 21 日付 保存期間 25 年）及び野菜シチュー 1,060 人分（調理が必要）（令和元年 12 月 21 日付 保存期間 25 年）とする。

オ 飲料水

- ・イの高架水槽 7.2 m³は非常用発電が仮に故障していても利用可能である。
- また飲料水も食料同様の 475 本 × 500ml を市役所内に備蓄することを検討する。

カ トイレ

- ・飲料水と同様。(上水道等使用)、防災倉庫にある仮設トイレ
- ・トイレで使用する生活用水については、備蓄倉庫から運搬し使用することができる。

② 江部乙支所(江部乙農村環境改善センター)

ア 電源 自家発電なし。(改修工事に合わせて外部電源取付口令和2年設置予定)

- ・電源取付口については電灯側と暖房側に分かれている。

イ 上水 上水道(直圧)は電源を必要としない。

ウ 電話 使用不可(交換機)・備蓄用小型発電機1台備蓄(2.4Kva)

③ 今後の検討事項

ア オフィス機器の転倒防止

事務スペース内の書架やキャビネットの転倒、OA機器の破損及び書類等の散乱など片付けに多くの時間を費やすことは、非常時優先業務の遂行にも影響ができるので、防止対策等を検討する。

イ 市役所庁舎及び江部乙支所に職員用の食料及び飲料水の備蓄を検討するとともに、職員が自ら職場における個人備蓄(1日食料と飲料水等)することを推奨する。また売店、食堂、自動販売機も活用する。

(推奨例 アルファ化米3食分+飲料水500ml1ペットボトル3本)

ウ 健康管理

被災後は、土日祝日など時間外の対応も求められるので、交代要員も含めた勤務体制を考えるとともに、宿直する職員に対応する睡眠場所の確保も検討すべきである。また職員も被災しながら勤務を続けることにおけるメンタル面のケアも必要なことから保健師などによる相談窓口も検討する。

エ 会計処理

財務会計システム等が使えなくなった場合においても、会計処理を行うこととする。

(伝票(手書き分含む)があれば手処理による入金・支払手続きは可)

ただし、入金・支払いは、金融機関が行うこととなることから、金融機関のシステムが使えなくなった場合は、入金・支払いは不可。

オ 保育資格者による非常時における託児の検討

災害時においても、子どもを預ける必要があるため、有資格者における託児及び学童(図書館や休養室等)を行い、災害業務に専念できる環境を整える。

(4) 通信の確保

① 電話等

- ・光16チャンネル、FAX9回線、アナログ回線や衛星回線については、停電時においても自家発電による電話交換機により通話は可能である。

(非常通信対応マニュアル平成30年8月参照)

- ・公用携帯電話(災害時優先電話)1台(※3)

※3 災害等で携帯電話の通信が混み合うと、発信受信の通信制限(大規模災害時90%以上)が行われるが、災害時優先電話はそうした制限を受けずに、発信受信を行うことができる。

- ・総務省北海道総合通信局より衛生携帯電話等(8台)の借用可能

(非常通信対応マニュアル平成30年8月参照)

② 防災行政無線(移動系)(令和2年予定)

- ・指定避難所に配備する。
- ・市役所のアンテナ設備等が使用できなくなった場合でも、消防庁舎に予備設備を独立して設けることで、バックアップを確保する。

(5) 重要な行政データのバックアップ

① バックアップデータについては、業務システム・メール・ファイルサーバー等を行っている。

また発災後、外部データセンターを利用しているシステム(総合行政システム、戸籍システム等)については、回線・ネットワーク機器・PCが正常に動作すれば使用が可能である。

② 当市サーバー室の機器が故障していた場合は業者対応が必要となり、平常時は2日程度、発

災時は過去の実績から約 1 ヶ月程度必要となる。

(6) 非常時優先業務の選定

① 非常時優先業務の考え方

災害応急対策業務及び早期実施の必要な災害復旧・復興業務（災害応急業務）並びに、停止することにより市民生活や社会活動への影響が大きい通常業務（優先的通常業務）を合わせて「非常時優先業務」とする。

災害発生時には、緊急性の高い災害対応業務が大量に加わり、通常業務以上の業務処理能力が求められる。一方で、負傷等による人員の不足や物資の不足、通信インフラの障害等の原因により、業務の処理能力が急激に低下する。

結果、業務量に対する人員や物資などの間にバランスが取れなくなり、業務処理に多大な時間を要することが予想される。

大規模な地震発災時及び水害にあっても優先して実施すべき業務を事前に特定しておくことで、初動対応時から活用可能な人員や物資をできるだけ効果的に配置し、優先度の高い業務から順次処理することが可能となり、効果的な災害応急復旧対策が進められることが期待できる。これら優先して実施すべき業務のことを「非常時優先業務」と呼ぶ。具体的には、災害対策業務や早期実施の優先度の高い復旧・復興業務（災害対応業務）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務（優先的通常業務）が対象となる。

② イメージ

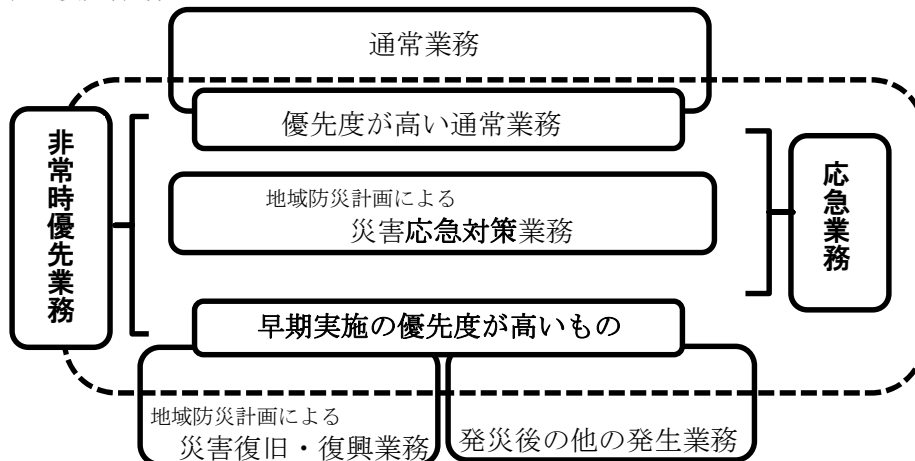
ア 非常時優先業務＝災害対応業務+優先的通常業務

イ 災害対応業務…「災害対策本部の設置・運営」、「避難所運営」、「救援物資輸送」、「罹災証明書発行」等災害時において発生する業務

ウ 優先的通常業務…「通常のゴミ処理」、「戸籍届の審査受理」、「食中毒・感染症対策・防疫等の市民健康管理」等、通常業務のうち災害時も継続または早期再開すべき業務

イメージ図は表 6 のとおり

表 6 非常時優先業務イメージ



7 非常時優先業務の選定基準

(1) 対象期間

① 地震の場合

非常時優先業務の選定対象となる期間は、「市町村のための業務継続計画作成ガイド～業務継続に必須な 6 要素を核とした計画～平成 27 年 5 月」、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整い通常業務への移行が確立され则认为される期間（2 週間）とされている。

② 水害の場合

発災前の事前行動計画（石狩川滝川地区水害タイムライン）に基づく、ステージ及び発災後の

復旧復興の目途や、業務実施環境が概ね整い、通常業務への移行が確立されると考えられる期間（2週間）とする。

（2）非常時優先業務の選定基準

① 地震の場合

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、非常時優先業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定することが必要になる。

② 水害の場合

滝川市地域防災計画と滝川市災害対策本部運用マニュアル職員用、事前行動計画（石狩川滝川地区水害タイムライン試行用完成版）との整合性を確認する。

なお、選定基準表については、地震については表7、水害については表8（P15）を参考とする。

表7 大規模地震の選定基準表

業務開始 目標時間		選定基準	該当業務区分	参考
発 災				
1	3時間 以内	発災後直ちに着手しないと生命・生活・財産に重大な影響を及ぼす業務	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助の開始 ・避難所の開設	・業務対応能力を確保するための業務や全庁的な最優先の災害応急対策業務 ・第3非常配備
2	1日以内	1日以内に着手しないと、生命・生活・財産また社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務	・救助、救急 ・避難生活支援の開始 ・重大な手続き等	・市民や他機関の活動に影響する、各部局で優先すべき災害応急業務 ・第3非常配備
3	3日以内	3日以内に着手しないと、生命・生活及び社会経済活動に相当の影響を及ぼす業務	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	・救助、避難生活への支援 ・情報システムの復旧（電気復旧により1日で可能） ・第2非常配備
4	2週間 以内	2週間以内に着手しないと、生命・生活・社会経済活動に影響を及ぼす業務	・復旧、復興に係る業務 ・窓口機能の回復	・道路等の社会インフラの早期復旧支援 ・生活回復支援 ・第2非常配備
5	2週間 以降	1ヶ月程度着手しなくても、生命・生活など社会経済活動維持への影響が小さい業務	・その他の行政機能の回復	・災害関係以外の緊急性のない通常業務 ・第2非常配備

「市町村のための業務継続計画作成ガイド～業務継続に必須な6要素を核とした計画～平成27年5月」より

表8 水害における選定基準

ステージ（目標カテゴリ）		選定基準	該当業務区分	参考
1	大雨に関する説明会の開催、または前線及び台風の大雨により滝川市で水害が発生する可能性がある場合	通常業務の範囲内で実施可能	・災害発生に警戒した情報の収集 ・資機材及び設備の確認	・通常業務の延長として実施・札幌管区気象台のホームページで5日前より確認可能
2	大雨警報の発表、または累加雨量が100mm以上	5日以内で実施可能	・災害対策本部設置 ・内水氾濫の発生 ・内水氾濫エリアの避難準備・避難開始発表	・内水氾濫への警戒 ・内水氾濫の対応・札幌管区気象台のホームページで5日前より確認可能 ・第1非常配備～第2非常配備
3	水防団待機水位の超過（外水）	5日以内で実施可能	・災害対策本部設置 ・避難所一部開設	・第1非常配備～第2非常配備
4	3時間水位予測で避難判断水位の超過	直ちに着手しないと生命・生活・財産に重大な影響を及ぼす業務	・避難所の開設 ・避難準備高齢者等避難開始発表 ・要配慮者の避難支援	・第3非常配備
5	氾濫危険水位の超過	直ちに着手しないと生命・生活・財産に重大な影響を及ぼす業務	・避難勧告、避難指示の発表 ・住民の避難 ・災害対策本部等の移設	・第3非常配備
発 災				
業務開始（目標時間）		発災選定基準	該当業務区分	参考
1	3時間以内	発災後直ちに着手しないと生命・生活・財産に重大な影響を及ぼす業務	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助の開始 ・避難所の開設	・業務対応能力を確保するための業務や全庁的な最優先の災害応急対策業務 ・第3非常配備
2	1日以内	1日以内に着手しないと、生命・生活・財産また社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務	・救助、救急 ・避難生活支援の開始 ・重大な手続き等	・市民や他機関の活動に影響する、各部局で優先すべき災害応急業務 ・第3非常配備
3	3日以内	3日以内に着手しないと、生命・生活及び社会経済活動に相当の影響を及ぼす業務	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	・救助、避難生活への支援 ・情報システムの復旧（電気復旧により1日で可能） ・第2非常配備
4	2週間以内	2週間以内に着手しないと、生命・生活・社会経済活動に影響を及ぼす業務	・復旧、復興に係る業務 ・窓口機能の回復	・道路等の社会インフラの早期復旧支援 ・生活回復支援 ・第2非常配備
5	2週間以降	1ヶ月程度着手しなくても、生命・生活など社会経済活動維持への影響が小さい業務	・その他の行政機能の回復	・災害関係以外の緊急性のない通常業務 ・第2非常配備

9 非常時優先業務

非常時優先業務については、非常時優先業務の選定に基づき、災害対応業務並びに優先的通常業務を定める。

また当面は緊急性が極めて高い非常時優先業務に係る「直ちに着手しないとならない生命・生活・財産に重大な影響を及ぼす業務」と「1日以内に着手しないと、生命・生活・財産また社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務」を定める。

なお、他の選定基準については、今後の災害活動の実践（PDCA サイクル）を通じて検討する。
（総務課の記載例）

非常時優先業務（班名 総務班）（課名 総務課）

地震の場合

※防災危機対策室除く

業務開始 (目標時間)		非常時優先業務	
		災害対応業務	優先的通常業務
発 災			
1	発災から 3時間以内	1. 本部の設置、配備体制及び廃止並びに周知に関する事 2. 北海道知事への災害報告に関する事。 3. 自衛隊の派遣要請に関する事。 4. 出動職員の把握及び各班の応援配置に関する事。 5. 配車計画の作成及び車両の確保に関する事。（一般車両含む。） 6. 被災者及び出動職員の緊急輸送の手配に関する事。 7. 部内各班との連絡調整に関する事。 8. 北海道防災情報システムによる発信に関する事。 9. 職員招集に関する事。 10. 災害対策本部の会場設営に関する事。 11. 本部員及び関係者を招集する事。	なし
2	1日以内	1. 災害時被害調査及び災害状況の総合的なとりまとめに関する事。 2. 統括班の支援 3. 災害物資の受援・受渡しに関する事。	なし

水害の場合

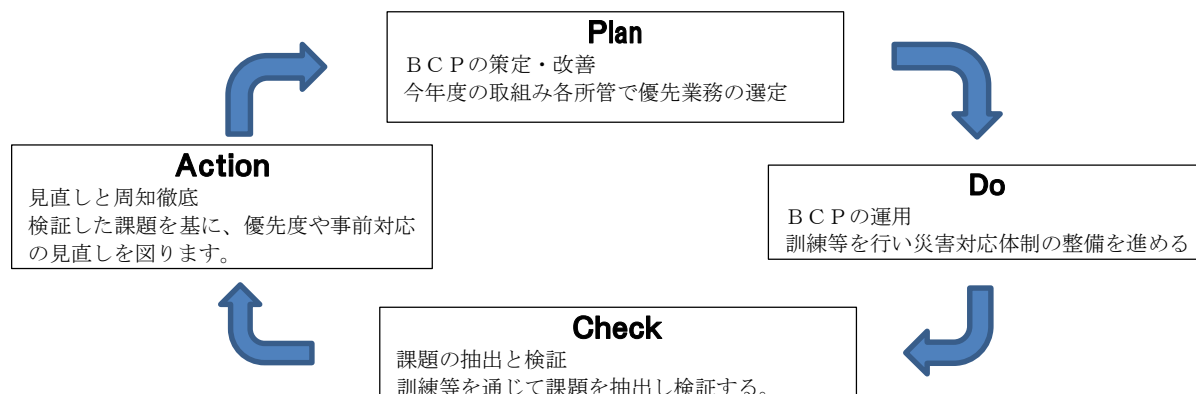
※防災危機対策室除く

ステージ		非常時優先業務	
		災害対応業務	優先的通常業務
4	3時間水位予測で避難判断 水位の超過	1. 北海道知事への災害報告に関する事。 2. 自衛隊の派遣要請に関する事。 3. 部内各班との連絡調整に関する事。 4. 北海道防災情報システムによる発信に関する事。	なし
5	氾濫危険水位 の超過	1. 上記と同様 2. 災害対策本部の移設に伴う設営会場移動 3. 重要書類の持出し	なし
業務開始 (目標時間)		発 災	
1	発災から 3時間以内	1. 北海道知事への災害報告に関する事。 2. 自衛隊の派遣要請に関する事。 3. 部内各班との連絡調整に関する事。 4. 北海道防災情報システムによる発信に関する事。	なし
2	1日以内	1. 上記と同様	なし

10 PDCAサイクルによるBCPの見直し

「滝川市業務継続計画 BCP」は策定後（Plan）の周知・教育・訓練を行い、（Do）その結果から問題点や不備を抽出。チェック・検証し（Check）、見直し結果を教育等で周知徹底する（Action）というサイクルを重ね、「常に成長し続ける計画」を目指している。

令和2年度には、最低ラインを優先的に確定させ、次年度以降、確定するものを抽出・解消し、BCPのステップアップを図っていく。



沿革

令和2年2月 策定